

短期入所生活介護「美ヶ丘敬楽荘」運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人函館緑花会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美ヶ丘敬楽荘
- (2) 所在地 北海道北斗市向野 2 丁目 1 9 番 1 8 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所介護を兼務)

- (1) 管理者 1 名以上（美ヶ丘敬楽荘兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、

事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名以上（美ヶ丘敬楽荘兼務）

生活相談員は、利用者の介護計画を作成する。

- (4) 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の介護等を行う。

- (5) 栄養士又は管理栄養士 1名以上（美ヶ丘敬楽荘兼務）

栄養士は、栄養指導及び食事の献立と調理指導を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上（美ヶ丘敬楽荘兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (7) その他の従事者 実状に応じた適当数

（短期入所生活介護の内容）

第 5 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談・援助
- (6) その他のサービスの提供

（利用料及びその他の費用）

第 6 条 本事業所が提供する利用料は、厚生大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。なお、当該指定短期入所介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 送迎に要する費用

市外の方は、1回につき 500円

- (2) 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

1日 1,445円

- (3) 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

1日 2,066円

- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代 実費

- (6) 前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用者の定員)

第 7 条 短期入所生活介護のサービスを提供する定員、10名とする。

ただし、併設施設の空床利用及び災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(ユニット型介護予防短期入所生活介護定員を含む)

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、北斗市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者または家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行いサービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 事業所の従業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第 12 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

る。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 短期入所生活介護 美ヶ丘敬楽荘では、虐待対策委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待対策委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

なお、本虐待対策委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

4 職員は、年1回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束原則禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人函館緑花会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2000年4月1日から施行する。
- この規程は、2001年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2002年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2003年3月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2004年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2004年9月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2005年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2005年10月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2006年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2009年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2011年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2013年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2014年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2015年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2016年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2017年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2018年4月8日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2019年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2020年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2021年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2023年4月1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、2025年1月1日から施行する。(一部改正)

